

# 二戸労基署ニュース



仕事と生活のバランスを!

=====

## 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です!

### 「一休さんになろう。」



長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。 時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。 労働基準法に違反する賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）はあってはならないものです。

労使の協力で、労働時間を適正化しましょう。

## 岩手県最低賃金が変わりました!

岩手県最低賃金 1時間 **644円**

平成22年10月30日発効

特定の業種については、産業別最低賃金が定められています。

詳しいことは、最寄の労働基準監督署又は岩手労働局労働基準部賃金室にお問い合わせ下さい。



## 労働保険適用促進強化期間(11月1日~11月30日)

### 「社長!! あなたの会社、労働保険(労災保険 雇用保険)に入っていますか?」

社員・パート・アルバイトなど、原則として労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)の適用事業場となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません!



## 労働災害発生状況(平成22年1月~10月)

- ・ 死亡労働災害 : **2件**(前年同期比 - 1件)
- ・ 休業4日以上 : **80件**(前年同期比 + 4件)

=====

二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか? 0195-23-4466まで

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで。